

I 「掛金等早見表」の見方

令和6年4月1日 改正
単位＝円

標 の 準 報 酬 月 額 等 級		標 準 報 酬 月 額	報 酬 月 額 以上 未満	短期(福祉)掛金 (9.021/100)		介護掛金 (1.692/100)		加入者保険料 (16.389/100)		退職等年金給付掛金 (1.20/100)		*1 甲種加入者の負担額計		乙種 短期(福祉)掛金 (8.966/100)		*2 乙種加入者の負担額計		丙種 福祉掛金 (0.195/100)		*3 丙種加入者の 負担額計
				掛金額	*4 加入者負担額 ①	掛金額	*4 加入者負担額 ②	保険料額	*4 加入者負担額 ③	掛金額	*4 加入者負担額 ④	介護掛金あり ①+②+③+④	介護掛金なし ①+③+④	掛金額	*4 加入者負担額 ⑤	介護掛金あり ②+⑤	介護掛金なし ⑤	掛金額	*4 加入者負担額 ⑥	③+④+⑥
短期	年金	※1		58,000	63,000 未満	5,232.18	2,616	981.36	491	※1	※1	※1	※1	5,200.28	2,600	3,091	2,600	113.10	57	7,796
1				68,000	63,000 ～ 73,000	6,134.28	3,067	1,150.56	575					6,096.88	3,048	3,623	3,048	132.60	66	7,805
2				78,000	73,000 ～ 83,000	7,036.38	3,518	1,319.76	660					6,993.48	3,497	4,157	3,497	152.10	76	7,815
3		1		88,000	83,000 ～ 93,000	7,938.48	3,969	1,488.96	744	14,422.32	7,211	1,056.00	528	7,890.08	3,945	4,689	3,945	171.60	86	7,825
4				98,000	93,000 ～ 101,000	8,840.58	4,420	1,658.16	829	16,061.22	8,031	1,176.00	588	8,786.68	4,393	5,222	4,393	191.10	96	8,715
5				104,000	101,000 ～ 107,000	9,381.84	4,691	1,759.68	880	17,044.56	8,522	1,248.00	624	9,324.64	4,662	5,542	4,662	202.80	101	9,247
6		3		110,000	122,000 ～ 130,000	9,923.10	4,962	1,861.20	931	18,027.90	9,014	1,320.00	660	9,862.60	4,931	5,862	4,931	214.50	107	9,781
7		4																		

(注) 「加入者保険料」は都道府県からの補助金がない場合の率及び金額を表示しています。

*1 甲種加入者の負担額計

甲種校（短期（福祉）掛金、介護掛金、加入者保険料及び退職等年金給付掛金が適用される学校）に所属する70歳未満の加入者の掛金等は「甲種加入者の負担額計」欄をご覧ください。

なお、40歳以上65歳未満の介護保険法における第2号被保険者に該当する加入者の掛金等は、「介護掛金あり」欄を、40歳未満及び65歳以上70歳未満の加入者の掛金等は、「介護掛金なし」欄をご覧ください。

*2 乙種加入者の負担額計

甲種校に所属する70歳脱退（70歳以上で短期のみ加入している）及び後期高齢者医療制度の不該当（75歳以上で海外に在住のため、後期高齢者医療制度の適用を受けない）の加入者の掛金は「乙種加入者の負担額計」の「介護掛金なし」欄をご覧ください。

また、乙種校（短期給付のみ適用される学校）に所属する加入者のうち、40歳以上65歳未満の加入者の掛金は「乙種加入者の負担額計」の「介護掛金あり」欄を、40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者の掛金は「介護掛金なし」欄をご覧ください。

*3 丙種加入者の負担額計

丙種校（年金等給付のみ適用される学校）の加入者や、甲種校に所属する65歳以上70歳未満で後期高齢者医療制度の適用を受けることとなった加入者の掛金等は、「丙種加入者の負担額計」欄をご覧ください。

なお、福祉事業分掛金については短期給付等にかかる標準報酬月額をもとに算定しています。短期給付等にかかる標準報酬月額の上限額は139万円となります。

*4 加入者負担額の計算方法

「標準報酬月額」にそれぞれの掛金等の率を乗じた金額（早見表表面の「掛金額」又は「保険料額」欄）を折半し（注）端数処理をした金額です。端数処理の方法は次のとおりです。

①給与から控除する場合は、折半した額の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円とします。

②加入者が加入者負担分を学校法人等へ現金で支払う場合は、加入者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

③上記①、②にかかわらず、円未満の端数処理について、学校法人等と加入者の間で特約がある場合には、この限りではありません。

（注）都道府県から加入者保険料に対する補助が「加入者のみ」に出ている場合の加入者保険料の加入者負担額は、次のように計算します。

標準報酬月額×（加入者保険料率÷2－都道府県からの補助率）÷100（端数は上記により処理）

【例】 標準報酬月額 126,000円、加入者保険料率が16.389÷100で、都道府県から加入者保険料の0.4÷100相当額加入者のみに補助がある場合。給与からの控除とする。

126,000×（16.389÷2－0.4）÷100＝9,821.07→9,821（円）

II 報酬にかかる掛金等の計算事例

* 短期（福祉）掛金、介護掛金、加入者保険料及び退職等年金給付掛金の4つの掛金等ごとに納付通知額を求めます。

《短期（福祉）掛金 掛金率 9.021/100の場合》					単位：円
	① 標準報酬月額	② 掛金額 (①×掛金率)	③折半額 (②÷2)	④ 加入者負担額	⑤ 学校法人等 負担額
Aさん	150,000	13,531.50	6,765.75	6,766	
Bさん	190,000	17,139.90	8,569.95	8,570	
Cさん	220,000	19,846.20	9,923.10	9,923	
Dさん	410,000	36,986.10	18,493.05	18,493	
Eさん	530,000	47,811.30	23,905.65	23,906	
合計		(i)135,315.00		(iii)67,658	(iv)67,657
納付通知額		(ii)135,315			

給与から控除する場合、「③折半額」の端数は、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げ

学校法人等負担額（iv）＝ 納付通知額（ii）－ 加入者負担額合計（iii）
66,754＝133,510－66,756

納付通知額（ii）＝ ②掛金額の合計（i）の額から1円未満の端数を切り捨てた額
* 賞与掛金等のある月は、それぞれの合計額（i）を求めて合算した後に端数を切り捨てます。

III 子ども・子育て拠出金の計算方法

（各加入者の加入者保険料にかかる標準報酬月額 × 拠出金率）の総額 ＝ 拠出金額（1円未満の端数が出た場合は切り捨てます）